

第 1 部

基 準 財 政 收 入 額

第1章 概 要

平成31年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、軽自動車税環境性能割、特別区たばこ税及び鉱産税の5つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,165,313,439千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、人口増に伴う納税義務者数の増、雇用・所得環境の改善を反映した基幹税目である特別区民税が増となるほか、車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金が減となる一方、新たに軽自動車税環境性能割と環境性能割交付金を算定し、平成30年度当初見込額に対して33,787,335千円、3.0%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税877,799,264千円、軽自動車税3,300,591千円、軽自動車税環境性能割44,795千円、特別区たばこ税64,370,249千円、鉱産税0千円で計945,514,899千円、利子割交付金が2,807,916千円、配当割交付金が14,286,327千円、株式等譲渡所得割交付金が9,142,381千円、地方消費税交付金が165,602,668千円、ゴルフ場利用税交付金が31,776千円、自動車取得税交付金が3,227,813千円、環境性能割交付金が1,140,127千円、地方特例交付金が5,130,128千円、地方揮発油譲与税が3,705,342千円、自動車重量譲与税が9,826,046千円、航空機燃料譲与税が956,340千円、交通安全対策特別交付金が970,796千円、特別区民税特例加減算額が△8,339,096千円、地方消費税交付金特例加算額が11,309,976千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 平成31年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度	平成30年度	対前年度比	
	収入見込額	収入見込額	増減額	増減率
特別区民税	877,799,264	843,500,070	34,299,194	4.1
軽自動車税	3,300,591	3,299,105	1,486	0.0
軽自動車税環境性能割	44,795		44,795	皆増
特別区たばこ税	64,370,249	62,926,455	1,443,794	2.3
鉱産税	0	0	0	—
税 小 計 A	945,514,899	909,725,630	35,789,269	3.9
利子割交付金 B	2,807,916	2,526,855	281,061	11.1
配当割交付金 C	14,286,327	12,131,232	2,155,095	17.8
株式等譲渡所得割交付金 D	9,142,381	8,397,497	744,884	8.9
地方消費税交付金 E	165,602,668	167,532,988	△1,930,320	△1.2
ゴルフ場利用税交付金 F	31,776	32,954	△1,178	△3.6
自動車取得税交付金 G	3,227,813	6,759,906	△3,532,093	△52.3
環境性能割交付金 H	1,140,127		1,140,127	皆増
地方特例交付金 I	5,130,128	4,798,026	332,102	6.9
計(A+B+C+D+E+F+G+H+I) J	1,146,884,035	1,111,905,088	34,978,947	3.1
地方揮発油譲与税 K	3,705,342	3,794,037	△88,695	△2.3
自動車重量譲与税 L	9,826,046	9,033,472	792,574	8.8
航空機燃料譲与税 M	956,340	945,004	11,336	1.2
交通安全対策特別交付金 N	970,796	1,020,596	△49,800	△4.9
合計額(J+K+L+M+N) O	1,162,342,559	1,126,698,197	35,644,362	3.2
特別区民税特例加減算額 P	△8,339,096	△6,613,901	△1,725,195	—
地方消費税交付金特例加算額 Q	11,309,976	11,441,808	△131,832	△1.2
基準財政収入額(O+P+Q) R	1,165,313,439	1,131,526,104	33,787,335	3.0

第2表 平成31年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、%）

区 分		平成 31 年度	平成 30 年度	対 前 年 度 比	
		収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特 別 区	特 別 区 民 税	1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1
	軽 自 動 車 税	3,883,048	3,881,300	1,748	0.0
	軽 自 動 車 税 環 境 性 能	52,700		52,700	皆増
	特 別 区 た ば こ 税	75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3
	鉦 産 産 税	0	0	0	—
税	小 計	1,112,370,469	1,070,265,447	42,105,022	3.9
	利 子 割 交 付 金	3,303,430	2,972,770	330,660	11.1
	配 当 割 交 付 金	16,807,443	14,272,038	2,535,405	17.8
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,755,742	9,879,408	876,334	8.9
	地 方 消 費 税 交 付 金	194,826,668	197,097,633	△2,270,965	△1.2
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	37,384	38,769	△1,385	△3.6
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,797,427	7,952,830	△4,155,403	△52.3
	環 境 性 能 割 交 付 金	1,341,326		1,341,326	皆増
	地 方 特 例 交 付 金	6,035,445	5,644,737	390,708	6.9
	計	A 1,349,275,334	1,308,123,632	41,151,702	3.1
	A×85%	B 1,146,884,035	1,111,905,088	34,978,947	3.1
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	C 3,705,342	3,794,037	△88,695	△2.3
	自 動 車 重 量 譲 与 税	D 9,826,046	9,033,472	792,574	8.8
	航 空 機 燃 料 譲 与 税	E 956,340	945,004	11,336	1.2
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	F 970,796	1,020,596	△49,800	△4.9
	合 計 額 (B+C+D+E+F)	G 1,162,342,559	1,126,698,197	35,644,362	3.2
	特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額	H △8,339,096	△6,613,901	△1,725,195	—
	地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	I 11,309,976	11,441,808	△131,832	△1.2
	基 準 財 政 収 入 額 (G+H+I)	J 1,165,313,439	1,131,526,104	33,787,335	3.0

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

1 見込方法の見直し

平成19年度算定から、特別区民税の推計には税率を乗じる直前の課税標準額及び納税義務者数（「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日））を主に使用することとし、この数値に税率を乗じ、税額を算出した上で、決算時までの伸び（決算補正率）を勘案して、推計を行うこととしている。

平成27年度算定からは、平成24年7月以降、外国人も住民基本台帳制度の適用対象となったことを受け、前年度における15歳以上人口（外国人含む）に対する納税義務者数の割合による見込方法に変更した。

平成28年度算定からは、所得割課税標準額の算定の際に総所得金額等と所得控除額に分割する見込方法に変更した。

2 算定項目

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

3 決算補正率

算定に当たっては、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて推計を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して、決算調定見込額を算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0506788
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.0717481
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9879487
前年度課税分	0.9610329
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9819482
前年度課税分	0.9501647

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,049,388,336千円、税制改正影響額を△1,357,808千円、過年度分を5,750,101千円、合計で1,053,780,629千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、平成31年度の特別区民税の収入見込額は1,032,705,016千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度 調定/収入 見込額	平成30年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,049,388,336	1,005,509,782	43,878,554	4.4
普通徴収・総合課税分	287,225,217	273,072,084	14,153,133	5.2
所 得 割	280,846,553	266,988,792	13,857,761	5.2
均 等 割	6,378,664	6,083,292	295,372	4.9
特別徴収・総合課税分	749,393,844	712,275,005	37,118,839	5.2
所 得 割	737,242,961	700,313,684	36,929,277	5.3
均 等 割	12,150,883	11,961,321	189,562	1.6
税 額 控 除 等	△55,154,353	△43,362,012	△11,792,341	—
譲渡所得等・分離課税分	57,862,582	53,293,685	4,568,897	8.6
退職所得・分離課税分	10,061,046	10,231,020	△169,974	△1.7
税 制 改 正 影 響 額	△1,357,808	1,668,803	△3,026,611	△181.4
過 年 度 分	5,750,101	5,426,542	323,559	6.0
合 計 A	1,053,780,629	1,012,605,127	41,175,502	4.1
A × 標準徴収率 (98%)	1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から平成30年度における納税義務者割合0.6238を算出し、これを平成31年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,253,020人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として20,637人を加え、平成31年度の均等割納税義務者数を5,273,657人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口		前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 （Y/X）	家屋敷課税分(人)
	X（人）		増減	%	Y（人）	増減	%		
29年度	8,248,807		—	—	5,077,655	—	—	0.6156	20,193
30年度	8,331,453		82,646	1.0	5,197,156	119,501	2.4	0.6238	20,621
31年度	8,421,000		89,547	1.1	5,253,020	55,864	1.1	※前年度据置き 0.6238	20,637

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 平成31年度 各区分納税義務者数見込

（単位：人）

区 分	納税義務者数 （家屋敷課税分を除く）	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者（納税義務者数合計）	5,253,020	1,679,833	3,573,187
均等割のみ納める者	184,891	134,637	50,254
所得割を納める者	5,068,129	1,545,196	3,522,933

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分・営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9カ年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、

回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = \Delta 1,342.4163$ 、 $b = 4,442,236.2953$ 、 $c = \Delta 12,702,381,516.5306$ を得る。 X_1 に2018年の都平均現金給与総額の推計値として415,455円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として7,224千人をそれぞれ代入し、平成31年度の給与所得者に係る総所得金額等18,830,619,909千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)都平均現金給与総額		前年(N-1年) 都平均雇用者数		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(円)	(西暦)	(千人)	
22年度	2009年	411,211	2009年	6,318	14,834,587,801
23年度	2010年	414,539	2010年	6,275	14,783,457,052
24年度	2011年	411,804	2011年	6,355	14,932,577,481
25年度	2012年	405,792	2012年	6,383	15,128,698,861
26年度	2013年	410,458	2013年	6,457	15,279,712,254
27年度	2014年	412,977	2014年	6,620	16,000,277,243
28年度	2015年	406,806	2015年	6,727	16,615,019,753
29年度	2016年	408,611	2016年	6,843	17,285,870,254
30年度	2017年	411,953	2017年	6,997	17,840,162,580
31年度	2018年	415,455	2018年	7,224	18,830,619,909

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10ヵ年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 2,677.5591$ 、 $b = \Delta 415,903,105.3418$ を得る。 X に2018年の暦年名目GDPの推計値として550,917.0を代入し、平成31年度の営業等所得者に係る総所得金額等1,059,209,735千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
21年度	2008年	520,715.7	1,022,129,135
22年度	2009年	489,501.0	918,392,831
23年度	2010年	500,353.9	890,318,347
24年度	2011年	491,408.5	895,507,871
25年度	2012年	494,957.2	924,152,358
26年度	2013年	503,175.6	912,380,853
27年度	2014年	513,876.0	946,955,673
28年度	2015年	531,985.8	993,987,334
29年度	2016年	538,532.8	1,027,283,555
30年度	2017年	546,608.3	1,048,724,245
31年度	2018年	550,917.0	1,059,209,735

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.1%を乗じ、平成31年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,106,894,842千円を算出した。

以上を合算し、平成 31 年度の総所得金額等を 22,996,724,486 千円と算定した。

(2) 課税標準額

平成 31 年度の総合課税分の所得控除については、第 9 表のとおり、合計△5,922,176,226 千円と算定した。

第 9 表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△376,079
医 療 費 控 除	△199,481,179
社 会 保 険 料 控 除	△3,188,867,123
小規模企業共済等掛金控除	△79,924,411
生 命 保 険 料 控 除	△153,745,803
地 震 保 険 料 控 除	△8,526,931
障 害 者 控 除	△42,168,660
寡婦・夫・勤労学生控除	△25,414,516
配偶者・配偶者特別控除	△295,363,759
扶 養 控 除	△255,825,272
基 礎 控 除	△1,672,482,493
合 計	△5,922,176,226

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の 8,790,912 千円と推計し更に合算し、平成 31 年度の課税標準額は、17,083,339,172 千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から 0.7392195 と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額 12,628,337,441 千円を算出し、差引き 4,455,001,731 千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額 4,455,001,731 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 1.0506788 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 280,846,553 千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額 12,628,337,441 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9879487 を乗じ、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は 748,568,973 千円と算定した。

この調定見込額は平成 31 年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて徴収するため、平成 31 年度の収入となるのは、そのうちの 10 ヶ月である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$748,568,973 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 113,435,483 \text{ 千円} = 737,242,961 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成 30 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 11,803,496,286 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9610329 を乗じて、平成 30 年度の調定見込額を算出した後、平成 31 年度中の収入となる 2 ヶ月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 737,242,961 千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,679,833 人に、家屋敷課税分 20,637 人を加えた 1,700,470 人に、特例税率 3,500 円※、第 3 表の決算補正率 1.0717481 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,378,664 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号）により、平成 26 年度から個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,573,187 人に、特例税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9819482 を乗じ、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 12,280,396 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3 (5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$12,280,396 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 1,917,220 \text{ 千円} = 12,150,883 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成 30 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,459,046 人に、税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9501647 を乗じて、平成 30 年度の調定見込額を算出した後、平成 31 年度中の収入となる 2 ヶ月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 12,150,883 千円と算定した。

6 税額控除等

平成 31 年度の税額控除等については、過去の実績等から、第 10 表のとおり、合計△55,154,353 千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,053,299
	配 当 控 除	△ 2,241,535
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,135,150
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 32,391,600
	外 国 税 額 控 除	△ 342,068
	小 計	△ 50,163,652
	税 額 調 整 額	△ 36,795
	配 当 割 額 控 除	△ 2,199,808
	株式等譲渡所得割額控除	△ 2,736,057
	減 免 税 額	△ 18,041
合 計	△ 55,154,353	

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の 5 種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

平成 31 年度の譲渡所得等・分離課税分については、第 11 表のとおり、57,862,582 千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	27,760,253
分離短期譲渡所得金額に係るもの	1,210,006
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	27,280,730
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,171,156
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	440,437
合 計	57,862,582

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の 4 月から 6 月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、平成 31 年度の退職所得・分離課税分は、10,061,046 千円と算定した。

9 税制改正影響額

平成 31 年度の税制改正影響額は、平成 29 年度税制改正「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」(第 16 章第 1 節 4 第 30 表)による影響額として△1,357,808 千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比(出現率)を用いて算定した。

前年度調定額として平成 30 年度特別区民税現年度分調定見込額を 998,281,395 千円とし、これに第 12 表の出現率 0.00576 を乗じて、平成 31 年度の過年度分の調定見込額は 5,750,101 千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 (A)		過年度分調定額 (B)		出現率 (B/A)
25年度	851,320,454	26年度	4,508,545	0.0053
26年度	896,337,337	27年度	5,127,221	0.0057
27年度	914,130,949	28年度	5,424,239	0.0059
28年度	948,821,084	29年度	5,717,957	0.0060
29年度	966,574,566	30年度	5,750,914	0.0059
30年度	998,281,395	31年度	5,750,101	※5カ年平均 0.00576

第2節 軽自動車税

軽自動車税の収入見込額については、過去の課税台数から平成31年度の車種別課税台数を推計し税率を乗じた調定見込額に、下記税制改正影響額を加算することで算定した。なお、決算補正率は0.995048、標準徴収率を97%とした。

結果、平成31年度の軽自動車税の収入見込額を、3,883,048千円と算定した。

第13表 軽自動車税調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		平均 伸率	31年度 台数見込	税率 円	調定額 見込			
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比							
原付 自転車	50cc以下	226,877	94.8	213,280	94.0	201,049	94.3	188,917	94.0	94.3	178,149	2,000	356,298		
	50超90cc以下	25,203	92.2	23,051	91.5	21,224	92.1	19,735	93.0	92.2	18,196	2,000	36,392		
	90cc超	108,481	101.0	109,150	100.6	109,431	100.3	109,025	99.6	100.4	109,461	2,400	262,706		
	ミニカー	6,436	106.1	6,865	106.7	7,549	110.0	8,062	106.8	107.4	8,659	3,700	32,038		
軽 自動車	二輪 (側車付含)	110,443	96.8	106,887	96.8	104,115	97.4	102,255	98.2	97.3	99,494	3,600	358,178		
	三輪	35	89.7	41	117.1	35	85.4	32	91.4	—	32	複数税率	143		
自 動 車	四 輪	乗 用	営業用	31	91.2	26	83.9	38	146.2	37	97.4	—	37	複数税率	232
		自家用	169,363	106.2	175,803	103.8	177,781	101.1	180,539	101.6	103.2	186,316	複数税率	1,743,171	
	貨 物	営業用	17,630	101.2	18,043	102.3	18,356	101.7	19,774	107.7	103.2	20,407	複数税率	70,001	
		自家用	118,167	99.2	117,025	99.0	114,815	98.1	112,832	98.3	98.7	111,365	複数税率	524,488	
	専ら雪上	5	100.0	5	100.0	5	100.0	4	80.0	—	4	3,600	14		
小型 特殊	農耕作業用	504	104.8	489	97.0	476	97.3	485	101.9	100.3	486	2,400	1,166		
	その他	15,626	99.0	15,397	98.5	15,144	98.4	15,002	99.1	98.8	14,822	5,900	87,450		
	二輪の小型自動車	94,841	98.9	94,393	99.5	92,991	98.5	92,632	99.6	99.1	91,798	6,000	550,788		
	計	893,642	99.0	880,455	98.5	863,009	98.0	849,331	98.4	98.5	839,226	—	4,023,065		

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び平成31年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている。（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節第25表及び4第31表を参照）。

第3節 軽自動車税環境性能割

平成31年10月1日の消費税率の引上げに伴い、軽自動車税環境性能割が導入される（第16章第1節3第29表を参照）。平成31年度の軽自動車税環境性能割の収入見込額は、軽自動車税環境性能割全国収入見込額3,100百万円に特別区シェア0.017乗じた結果、52,700千円と算定した。

なお、上記収入見込額には、平成31年度税制改正における軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減（第16章第1節6第37表を参照）による影響が加味されている。

第4節 特別区たばこ税

特別区たばこ税の収入見込額については、以下のとおり、たばこの区分ごとに売渡本数を推計し、売渡時期に対応する税率を適用し算定した（具体的な税率は、第16章第1節5第32表を参照）。

その結果、第14表のとおり、平成31年度の特別区たばこ税の収入見込額は、75,729,705千円と算定した。

第14表 特別区たばこ税の収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度	平成30年度	対前年度比	
	収入見込額	収入見込額	増減額	増減率
旧3級品	1,359,416	1,570,632	△211,216	△13.4
旧3級品以外	74,370,289	69,925,655	4,444,634	6.4
紙巻たばこ	59,577,737	-	-	-
加熱式たばこ	14,792,552	-	-	-
税制改正影響額(※)	0	2,534,836	△2,534,836	皆減
合 計	75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3

(※)平成30年度の収入見込額については、たばこ税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、税制改正影響額として算定したが、平成31年度の収入見込額については、各区分において織り込み済み。

1 たばこの売渡本数の推計

喫煙率とたばこ売渡本数との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 1,101,865.7748$ 、 $b = \Delta 5,680,655.9825$ を得る。

Xに2019年の喫煙率17.3※を代入し、平成31年度のたばこ売渡本数を13,381,622千本と推計する（第15表のとおり）。

※2018年の喫煙率に直近の対前年増減率の3カ年平均を乗じることで推計

第15表 平成31年度特別区におけるたばこ売渡本数推計

(単位：%、千本)

年度	(西暦)	喫煙率 X	たばこ売渡本数 Y
16年度	(2004年)	29.4	26,813,463
17年度	(2005年)	29.2	26,111,767
18年度	(2006年)	26.3	24,916,467
19年度	(2007年)	26.0	23,864,572
20年度	(2008年)	25.7	22,370,051
21年度	(2009年)	24.9	20,992,118
22年度	(2010年)	23.9	19,185,776
23年度	(2011年)	21.7	17,820,783
24年度	(2012年)	21.1	17,500,596
25年度	(2013年)	20.9	17,116,244
26年度	(2014年)	19.7	16,473,269
27年度	(2015年)	19.9	16,250,422
28年度	(2016年)	19.3	15,638,215
29年度	(2017年)	18.2	14,845,689
30年度	(2018年)	17.9	14,042,741
31年度	(2019年)	17.3	13,381,622

(喫煙率：JT「全国たばこ喫煙者率調査」より)

2 旧3級品と旧3級品以外（紙巻たばこ・加熱式たばこ）の売渡本数の推計

第16表のとおり、平成31年度の旧3級品と旧3級品以外の売渡本数のシェアが前年度並になると見込み、たばこ売渡本数13,381,622千本に乗じることで、旧3級品の売渡本数を293,058千本、旧3級品以外の売渡本数を13,088,564千本と推計した。

第16表 平成31年度特別区における旧3級品、旧3級品以外たばこのシェア推計

(単位：%, 千本)

年度	旧3級品 シェア	旧3級品 売渡本数	旧3級品以外 シェア	旧3級品以外 売渡本数
29年度	2.70	401,187	97.30	14,444,502
30年度	2.19	307,536	97.81	13,735,205
31年度	2.19	293,058	97.81	13,088,564

次に、旧3級品以外の売渡本数13,088,564千本から、平成31年度の紙巻たばこと加熱式たばこの売渡本数を推計する。直近の売渡本数の実績等を踏まえ、紙巻たばこの売渡本数を10,466,925千本、加熱式たばこの売渡本数を2,621,639千本と推計した。

3 旧3級品の収入見込額

2で推計した売渡本数をもとに、第17表のとおり、旧3級品の収入見込額については、1,359,416千円と算定した。

なお、売渡時期による売渡本数の按分については、直近の売渡本数の実績等を踏まえ、算定した。

第17表 旧3級品の収入見込額

(単位：千本、千円)

売渡時期	売渡本数	適用税率	収入見込額
平成31年 3月～平成31年 9月	182,429	4.000	729,716
平成31年10月～平成32年 2月	110,629	5.692	629,700

4 旧3級品以外（紙巻たばこ・加熱式たばこ）の収入見込額

2で推計した売渡本数をもとに、第18表のとおり、紙巻たばこについては、59,577,737千円、加熱式たばこについては、14,792,552千円と算定した。

第18表 旧3級品以外の収入見込額

(単位：千本、千円)

	売渡本数	適用税率	収入見込額
紙巻たばこ	10,466,925	5.692	59,577,737
加熱式たばこ(※)	2,621,639		14,792,552

(※) 加熱式たばこについては、紙巻たばこの本数に換算して課税するため、売渡本数に適用税率を掛けても、収入見込額と一致しない。

第5節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額4,375,404千円に特別区交付割合0.755を乗じた結果、3,303,430千円と算定した。

都民税利子割				
区市町村交付見込額		特別区交付割合		
4,375,404千円	×	0.755	=	3,303,430千円

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額22,291,038千円に特別区交付割合0.754を乗じた結果、16,807,443千円と算定した。

都民税配当割				
区市町村交付見込額		特別区交付割合		
22,291,038千円	×	0.754	=	16,807,443千円

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額14,264,910千円に特別区交付割合0.754を乗じた結果、10,755,742千円と算定した。

都民税株式等譲渡所得割				
区市町村交付見込額		特別区交付割合		
14,264,910千円	×	0.754	=	10,755,742千円

第6章 地方消費税交付金

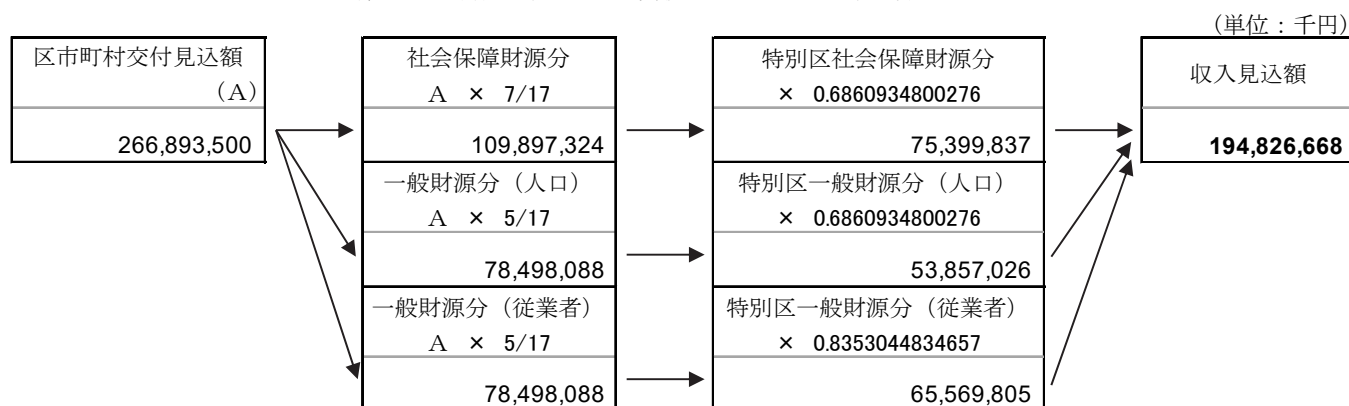
地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される。

平成24年8月に成立した税制抜本改革法（平成24年8月22日法律第69号）により、消費税・地方消費税率が上げられたことに伴い、地方消費税交付金については、増収分（社会保障財源分）を人口のみにより按分し、従来分（一般財源分）として、2分の1を人口により、2分の1を従業者数により按分することとなった。

なお、平成28年11月に成立した税制抜本改革法の一部改正により、地方消費税率の引上げ時期が、平成29年4月から、平成31年10月に変更されることとなった（地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節2を参照）。

平成31年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第19表のとおり、区市町村交付見込額266,893,500千円を、社会保障財源分109,897,324千円、一般財源分（人口）78,498,088千円及び一般財源分（従業者）78,498,088千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分（人口）に特別区人口シェア0.6860934800276を、一般財源分（従業者）に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計194,826,668千円と算定した。

第19表 平成31年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

特別区人口 (b)	東京都人口 (B)	特別区人口シェア (b/B)
9,272,740	13,515,272	0.6860934800276
特別区従業者数 (c)	東京都従業者数 (C)	特別区従業者数シェア (c/C)
8,066,791	9,657,306	0.8353044834657

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

平成31年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額434,700千円に特別区交付割合0.086を乗じた結果、37,384千円と算定した。

ゴルフ場利用税

区市町村交付見込額

434,700千円

×

特別区交付割合

0.086

=

37,384千円

第8章 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の0.665 (0.95×0.7) に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の自動車取得税交付金の収入見込額は、自動車取得税区市町村交付見込額5,713,669千円に特別区交付割合0.6646215を乗じた結果、3,797,427千円と算定した。なお、平成28年度税制改正により、交付金の原資となる自動車取得税は平成31年9月30日で廃止となる(第16章第1節3第29表を参照)。

自動車取得税

区市町村交付見込額

5,713,669千円

×

特別区交付割合

0.6646215

=

3,797,427千円

第9章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、平成31年10月1日より導入される自動車税環境性能割の収入額の0.4465 (0.95×0.47) に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節2第43表、5第50表を参照)。

平成31年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額2,018,180千円に特別区交付割合0.6646215を乗じた結果、1,341,326千円と算定した。

自動車税環境性能割

区市町村交付見込額

2,018,180千円

×

特別区交付割合

0.6646215

=

1,341,326千円

第10章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

平成31年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額171,300百万円に区市町村交付率0.6及び特別区交付割合0.05872198を乗じた結果、6,035,445千円と算定した。

地方特例交付金

全国交付見込額

171,300百万円

×

区市町村交付率

0.6

×

特別区交付割合

0.05872198

=

6,035,445千円

第20表 特別区交付割合（1）

年 度	地方特例交付金
	特別区交付割合
26年度	0.06277326
27年度	0.06172137
28年度	0.06030230
29年度	0.05472938
30年度	0.05408361
31年度	0.05872198

第 11 章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

平成 31 年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 246,100 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0358482 を乗じた結果、3,705,342 千円と算定した。

地方揮発油譲与税

$$\begin{array}{rcccl} \text{全 国 譲 与 見 込 額} & & \text{区 市 町 村 譲 与 率} & & \text{特 別 区 譲 与 割 合} \\ 246,100 \text{ 百万円} & \times & 0.42 & \times & 0.0358482 & = & 3,705,342 \text{ 千円} \end{array}$$

2 自動車重量譲与税

平成 31 年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 269,200 百万円に特別区譲与割合 0.0358484 を乗じ、下記税制改正影響額を加算した結果、9,826,046 千円と算定した。

自動車重量譲与税

$$\begin{array}{rcccl} \text{全 国 譲 与 見 込 額} & & \text{特 別 区 譲 与 割 合} & & \\ 269,200 \text{ 百万円} & \times & 0.0358484 & = & 9,650,389 \text{ 千円} \end{array}$$

自動車重量税譲与税関連税制改正影響額

- ・エコカー減税（自動車重量税）の軽減割合等の見直し（平成 31 年度税制改正） … 175,657 千円
（第 16 章第 2 節 5 第 51 表参照）

第21表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
26年度	0.0356138	0.0356134
27年度	0.0355887	0.0355887
28年度	0.0359983	0.0359994
29年度	0.0360218	0.0360223
30年度	(6月譲与分) 0.0360185	(6月譲与分) 0.0360181
31年度	0.0358482	0.0358484

第12章 航空機燃料譲与税

平成31年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額15,000百万円に区市町村譲与率0.8及び特別区譲与割合0.0796950を乗じた結果、956,340千円と算定した。

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{航空機燃料譲与税} & & & & & & \\
 \text{全国譲与見込額} & & \text{区市町村譲与率} & & \text{特別区譲与割合} & & \\
 15,000 \text{ 百万円} & \times & 0.8 & \times & 0.0796950 & = & 956,340 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第22表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
26年度	0.0721191
27年度	0.0781936
28年度	0.0858329
29年度	0.0825540
30年度	(9月譲与分) 0.0797756
31年度	0.0796950

第13章 交通安全対策特別交付金

平成31年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額57,610,227千円に特別区交付割合0.0168511を乗じた結果、970,796千円と算定した。

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{交通安全対策特別交付金} & & & & & & \\
 \text{全国譲与見込額} & & \text{特別区交付割合} & & & & \\
 57,610,227 \text{ 千円} & \times & 0.0168511 & = & & & 970,796 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第23表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
26年度	0.0170664
27年度	0.0167491
28年度	0.0167139
29年度	0.0167326
30年度	(9月交付分) 0.0169934
31年度	0.0168511

第 14 章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

平成 31 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△47,891,877 千円、調整控除分として△9,053,299 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として 216,633 千円を算定し、合計△56,728,543 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△55,593,972 千円となった。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の特例加減算額を△8,339,096 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

平成 31 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 75,399,837 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の地方消費税交付金特例加算額を 11,309,976 千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

第1節 特別区税に係る税制改正

1 平成27年度の地方税法等の一部改正(平成27年3月31日法律第2号)による税制改正の内容

第24表 平成28年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 ふるさと納税の控除限度額の拡充及び申告手続きの簡素化	<p>(1) 控除限度額の拡充 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。</p> <p>(2) 申告手続きの簡素化 確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。</p> <p>※ (2)は平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用する。</p>	千円 (平年度) △ 957,000

第25表 平成27年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																					
軽自動車税 グリーン化特例(軽課)の導入及び二輪車等の標準税率の引上げ	<p>(1) 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪以上及び三輪車の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入する。</p> <p>※1 上記特例について自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽課)とあわせて見直す。</p> <p>※2 グリーン化特例(軽課)は、平成28年度分のみ適用。 ただし、平成28年度税制改正により、適用期限を1年延長。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)</td> <td>概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成</td> <td>概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円</td> </tr> <tr> <td>・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原動機付自転車及び二輪車に係る税率を平成28年4月1日から以下のとおり引上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">標準税率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125cc超250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象車		内容	電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円	ガソリン車・ハイブリッド車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円	車種区分	標準税率		現行	改正後	原付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	千円 (1)(平成28年度) △ 56,000 (2) (平年度) 683,000
対象車		内容																																					
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円																																					
ガソリン車・ハイブリッド車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円																																					
	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円																																					
車種区分	標準税率																																						
	現行	改正後																																					
原付	50cc以下	1,000円	2,000円																																				
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円																																				
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円																																				
	ミニカー	2,500円	3,700円																																				
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円																																				
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円																																				

第26表 平成28年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																
特別区 たばこ税	<p>税率の見直し</p> <p>旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する（平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で実施する。）。</p> <p style="text-align: right;">（税率は千本当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <th rowspan="2">地方のたばこ税</th> <th colspan="2">道府県たばこ税</th> <th rowspan="2">国のたばこ税</th> </tr> <tr> <th>道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2,906円</td> <td>411円</td> <td>2,495円</td> <td>2,906円</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>3,406円</td> <td>481円</td> <td>2,925円</td> <td>3,406円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,906円</td> <td>551円</td> <td>3,355円</td> <td>3,906円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,656円</td> <td>656円</td> <td>4,000円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度税制改正により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、平成31年9月30日まで適用。</p>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税		国のたばこ税	道府県	市町村	現行	2,906円	411円	2,495円	2,906円	平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円	平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円	平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円	平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円	<p>千円 （平年度） 117,000</p>
	実施時期			地方のたばこ税	道府県たばこ税		国のたばこ税																											
		道府県	市町村																															
	現行	2,906円	411円	2,495円	2,906円																													
	平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円																													
	平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円																													
	平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円																													
	平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円																													

2 平成28年度の地方税法等の一部改正(平成28年3月31日法律第13号)による税制改正の内容

第27表 平成29年度適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税	<p>グリーン化特例（軽課）の延長</p> <p>現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。</p>	千円

3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第28表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 住民税	<p>住宅借入金等特別税額控除（消費税率の引上げ時期変更に伴う改正）</p> <p>消費税率の引上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（平成31年6月30日）を平成33年12月31日まで2年6月延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成33年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)	千円
	居住年	控除限度額				
平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)					

第29表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。 ※平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税率引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	千円

4 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）による税制改正の内容

第30表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			千円 (平成31年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600
所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額																																																																											
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																										
900万円以下	33万円	38万円																																																																										
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																																										
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																																										
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																																									
90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																																									
95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																									
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																																									
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																																									
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																																									
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																																									
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																																									
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																																									
105万円超110万円以下	6万円																																																																											

第31表 平成30年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 グリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例（軽課）について、対象を重点化し、適用期限を2年延長し、平成29、30年度に新規取得した軽自動車（新車に限る。）について適用する。	千円 (平成30年度) 29,900

5 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第32表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区たばこ税	税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し	千円 (1)(平成30年度) 1,921,446 (2)(平成30年度) 613,390																									
	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。 (税率は千本当たり)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。）。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>平成34年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	平成31年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	平成32年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	平成33年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	平成34年10月1日	—	新換算本数×1.0					
	現行の換算方法	改正後の換算方法																									
現行	現行の換算本数×1.0	—																									
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
平成31年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
平成32年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
平成33年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
平成34年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第33表 平成33年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																															
個人所得課税の見直し	<p>(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。</p> <table border="1"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円（控除額：33万円→43万円）</td> </tr> </table> <p>※ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）</p> <p>(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30～32年度分</td> <td>平成33年度分以後</td> </tr> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </table> <p>※ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）</p> <p>(3) 公的年金等控除の見直し</p> <p>① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）</p> <table border="1"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table> <p>② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。</p> <table border="1"> <tr> <td>公的年金等収入以外の所得金額</td> <td>公的年金等控除額</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </table> <p>(4) 基礎控除の見直し 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>所得割の納税義務者の合計所得金額</td> <td>基礎控除の金額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 （給与収入2,695万円超）</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）		平成30～32年度分	平成33年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）	29万円	2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）	15万円	2,500万円超 （給与収入2,695万円超）	適用なし	千円
給与所得控除・公的年金等控除	△10万円																																
基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）																																
	平成30～32年度分	平成33年度分以後																															
上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円																															
給与所得控除の上限額	220万円	195万円																															
上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超																																
公的年金等控除の上限額	195.5万円																																
公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額																																
1,000万円超	△10万円																																
2,000万円超	△20万円																																
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額																																
2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）	29万円																																
2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）	15万円																																
2,500万円超 （給与収入2,695万円超）	適用なし																																

6 平成31年度地方税法等の一部改正(平成31年3月改正予定分)による税制改正の内容

第34表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年→13年)し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において、個人住民税額から控除する。	千円

第35表 平成32年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 ふるさと納税制度の見直し	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。 ※平成31年6月1日以降に支出された寄附金について適用。	千円

第36表 平成33年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。	千円

第37表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽自動車税 環境性能割	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	千円
税率	臨時的軽減									
非課税	非課税									
1.0%	非課税									
2.0%	1.0%									

第38表 平成34年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																				
特別区民税 軽自動車税種別割	平成33年度及び平成34年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。(平成32年度新規取得分まで)</p>	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし	2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし	千円
【改正前】		【改正後】																				
区分	軽減率	区分	軽減率																			
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減																			
2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし																			
2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし																			

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

1 平成28年度の所得税法等の一部改正(平成28年3月31日法律第15号)による税制改正の内容

第39表 平成28年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
特別区財政調整交付金 法人実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大等	<p>(1) 法人税及び法人事業税について、下記のとおり税率を引き下げる。</p> <p>【法人税】 税率 23.9% → 23.4% (△0.5%) … 平成28・29年度 税率 23.9% → 23.2% (△0.7%) … 平成30年度 ※ 法人税は、それぞれ、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成30年4月1日以降に開始する事業年度について適用する。</p> <p>【法人事業税所得割】 税率 6.0% → 3.6% (△2.4%) ※ 平成28年4月1日以降開始の事業年度について適用する。 ※ 所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含む。</p> <p>法人実効税率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～H28. 3. 31</th> <th>H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)</th> <th>H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人実効税率(標準)</td> <td>32.11</td> <td>29.97</td> <td>29.74</td> </tr> <tr> <td>〃(東京都超過)</td> <td>33.06</td> <td>30.86</td> <td>30.62</td> </tr> <tr> <td>うち法人住民税法人税割</td> <td>3.66</td> <td>3.68</td> <td>3.64</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税法人税割は、都超過税率による実効税率</p> <p>(2) 租税特別措置の見直し、減価償却の見直し、欠損金繰越控除の更なる見直し、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大により課税ベースを拡大する。</p>		～H28. 3. 31	H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)	H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)	法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74	〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62	うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64	千円
	～H28. 3. 31	H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)	H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)															
法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74															
〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62															
うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64															

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正(平成27年3月31日法律第2号)により平成29年4月1日施行とされていたが、平成31年10月1日に変更された。

第40表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 地方消費税率の引上げ(時期の変更)	<p>(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第41表のとおりとする。</p> <p>(2) 引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む)については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。</p> <p>(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(各年度の交付基準は第41表のとおり)。</p>	<p>千円</p> <p>(平成32年度)</p> <p>55,700,000</p> <p>(平年度)</p> <p>69,800,000</p> <p>※ 増減収見込額は、平成27年度決算見込額に対する増減である。</p>

第41表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	平成31年		平成32年4月～	平成33年4月～
				～9月	10月～		
国・地方消費税率	5%	8%		10%			
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕			
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1						
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数		

第42表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 平成31年10月から軽減税率制度を導入。 (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料 (3) 軽減税率は8% (国分：6.24%、地方分：1.76%) (4) 平成35年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	千円

第43表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金 自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	千円

第44表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	<p>(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。</p> <p>【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設。 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)</p> <p>【法人事業税交付金の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (平成31、32年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (平成32～34年度は経過措置あり) 	億円

3 地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）による税制改正の内容

第45表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金	<p>エコカー減税の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、平成29、30年度の2年間延長する。 なお、乗用車については、税率の軽減率が平成29年度から30年度にかけて段階的に引上げとする。</p>	千円

第46表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>(1) 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外する。</p> <p>(2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%（現行15%）、7.5%（現行10%）に変更する。</p>	千円

4 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年3月31日政令第125号)による税制改正の内容

第47表 平成30年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>(1) 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上値と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。</p> <p>(2) 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。</p>	千円 (平成30年度) △37,965,483

5 平成31年度の地方税法等の一部改正(平成31年3月予定分)による税制改正の内容

第48表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新する。</p> <p>なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」等の欄の額を除外する。</p>	千円

第49表 平成31年度適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金	<p>エコカー減税において、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。</p> <p>※平成31年4月1日～9月30日の間の措置</p>	千円

第50表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
環境性能割交付金	<p>(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。</p> <p>(2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減する特例措置を講ずる。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。</p> <p>平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>平成31～33年度</th> <th>平成34年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	平成31～33年度	平成34年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	千円
	改正前	平成31～33年度	平成34年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

第51表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量税	<p>エコカー減税において、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p>	175,657千円

第52表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
森林環境税・譲与税の創設	<p>森林環境税（国税、平成36年度から課税）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与する。 ※平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人口林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 ※市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正 （都道府県）総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</p> <p>平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度から平成36年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>平成37年度から平成40年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>平成41年度から平成44年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	市町村	都道府県	平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20	平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15	平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12	千円 （平成31年度） 362,701
期 間	市町村	都道府県												
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20												
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15												
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12												

第53表 平成31年10月1日以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																		
地方法人課税における新たな偏在是正措置	<p>(1) 消費税率10%段階において還元される法人事業税（所得割・収入割の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）を創設する。 ・課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）</p> <p>・主な税率区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な税率区分</th> <th colspan="2">法人事業税 （所得割・収入割）</th> <th rowspan="2">特別法人事業税 （創設）</th> </tr> <tr> <th>（還元後）</th> <th>（改正後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>3.6%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>9.6%</td> <td>⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税対象法人</td> <td>1.3%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）</p> <p>・国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み</p> <p>・適用期日：平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用</p> <p>(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。</p> <p>譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを設ける ※当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない（財源超過額を上限）</p> <p>譲与開始時期：平成32年度</p> <p>(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を100分の7.7（現行100分の5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>※上記の「現行」とは、平成31年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定</p>	主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割）		特別法人事業税 （創設）	（還元後）	（改正後）	資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	千円
主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割）		特別法人事業税 （創設）																	
	（還元後）	（改正後）																		
資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%																	
資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%																	
収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%																	